

R 6 東松山市新ごみ処理施設整備基本構想作成等支援業務 特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本特記仕様書は、東松山市（以下「発注者」という）の発注する「R 6 東松山市新ごみ処理施設整備基本構想作成等支援業務」（以下「本業務」という）に適用するものである。

(目的)

第2条 本業務は、発注者が新たに整備を予定している一般廃棄物処理施設（以下「新ごみ処理施設」という。）の整備にあたり、その施設整備基本構想の作成、建設候補地に係る検討支援及び循環型社会形成推進地域計画の作成のほか、その他必要な支援を行うことを目的とする。

(業務の概要)

第3条 本業務は、次の各号に掲げる業務により構成され、それを行うものとする。

- (1) 新ごみ処理施設建設候補地検討支援業務
- (2) 新ごみ処理施設整備基本構想作成業務
- (3) 循環型社会形成推進地域計画作成業務

2 前項第1号及び第2号の業務には、発注者が別途設置する「東松山市新ごみ処理施設検討委員会」（以下「検討委員会」という。）における運営支援を含むものとする。

(準拠する法令、規則等)

第4条 本業務の実施にあたっては、契約書及び本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠するものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 循環型社会形成推進基本法
- (3) 循環型社会形成推進交付金交付要綱
- (4) その他業務の履行に際して必要となる関係法令、マニュアル、ガイドライン等

(業務の執行体制)

第5条 本業務の執行体制は、本業務の特質を考慮し、業務に係る専門的知識と経験を有する者によって構成するものとする。また受注者は、円滑な業務の進捗を図るため、必要な人員を配置するものとする。なお、本業務の遂行に支障をきたすと認められるとき、発注者は受注者に対し、担当者の変更を求めることができる。

- 2 本業務にあたる管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者の中で、技術士（衛生工学部門（廃棄物処理）、衛生工学部門（廃棄物・資源循環））の資格を有する者を、少なくとも1名以上配置する。
- 3 照査技術者は、管理技術者との兼務はできないものとする。

（疑義）

第6条 本業務についての疑義又は本特記仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者にて協議を行い、書面による取り交わしを行うものとする。

（業務実施計画等）

第7条 受注者は本業務を実施するにあたり、契約書にて指示される書類のほか、次の各号に掲げる書類を必要な時期に速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

- (1) 現場責任者等通知書
 - (2) 経歴書
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務実施計画書
 - (5) 業務進捗状況報告書（作業月報）
 - (6) 業務進捗状況工程表（作業月報）
 - (7) その他発注者が必要とする書類
- 2 前項各号に掲げる書類の様式等については発注者の指示による。
 - 3 受注者は本業務の実施にあたり、作業工程等に変更が生じた場合は、発注者に報告するとともに第1項に掲げる変更書類を提出し、発注者の承認を受けること。

（資料の貸与及び保管）

第8条 本業務において発注者から貸与される資料について、受注者は必ず借用書を提出し、資料等の汚損、減失、盗難等に細心の注意を払い、使用後は速やかに返却すること。

- 2 貸与資料の複写等の処理が必要な場合は、受注者にて対応するものとする。

（守秘義務）

第9条 受注者は、本業務の履行上知り得た各種情報について、発注者の許可なく第三者に公表、貸与又は開示してはならない。これは本業務完了後であっても同様とする。

（損害賠償）

第10条 本業務に伴い事故等が発生した場合は、受注者は、所要の措置を講じるとともに、発注者に事故の発生原因、内容及び経過等を速やかに報告し、発注者の指示を仰ぐこと。

- 2 前項において生じた損害は、受注者の責において解決するものとする。

(業務打合せ及び報告)

- 第11条 本業務の履行に際し、少なくとも初回、中間、最終の打合せを実施すること。
- 2 受注者は本業務における主要な業務打合せにあたっては、管理技術者及び関係技術者を出席させ、発注者と十分に協議するものとする。
 - 3 前項の協議内容について、受注者は打合せ記録をその都度作成し、発注者、受注者、双方確認のうえ、1部ずつ保管する。
 - 4 前項の打合せ記録の様式については発注者の指示に従うこと。

(検討委員会技術的支援)

- 第12条 発注者が別途設置する検討委員会における、以下の技術的支援を行うこと。
- (1) 検討委員会資料の作成
 - (2) 有識者への事前レクチャーの同席及び説明補助
 - (3) 検討委員会当日の出席、補足説明等の運営補助
- 2 検討委員会の開催回数は履行期間中に10回(2～3時間)を見込み、開催回数が増加した場合は、発注者及び受注者において協議し取り扱いを定める。
- 3 検討委員会の開催における会場費、委員報酬等に係わる経費は発注者の負担とする。

(検査)

- 第13条 受注者は令和6年度末、並びに業務を完了した際には発注者による検査を受けるものとし、発注者から修正等の指示があった場合には、速やかに修正等実施し、再検査の合格をもって、業務を完了したものとする。ただし、業務完了後に成果品に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い、受注者の負担において必要な処理を行うものとする。
- 2 前項の検査受検にあたり、受注者は検査受検前に業務完了通知書を提出すること。
 - 3 前項の業務完了通知書の様式については発注者の指示によるものとする。

(委託料の支払い)

- 第14条 発注者は、前条の検査を実施し、受注者が検査に合格した場合は、出来高に応じ、契約書で定める各年度の支払限度額の範囲内で委託料を受注者に支払うものとする。

(折衝)

- 第15条 受注者は、本業務の実施にあたり、関係者又は関係官公庁との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

(費用負担)

- 第16条 本業務に係る必要な経費について、本特記仕様書に明記のないものは、原則とし

て受注者の負担とする。

(法令順守等)

第17条 受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
2 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

(成果品の帰属)

第18条 本業務の成果品及び業務履行において発生した資料は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を受けずに他者に公表、貸与又は使用してはならない。

(契約期間)

第19条 本業務の契約期間は、契約締結日から令和8年3月19日までとする。

第2章 新ごみ処理施設建設候補地検討支援業務

(目的)

第20条 新ごみ処理施設建設候補地検討支援業務（以下「建設候補地検討支援業務」という。）は、発注者が令和5年度中に別途取りまとめた新ごみ処理施設の建設候補地（1次選定）（5箇所）について、様々な観点から廃棄物処理施設としての適性を評価し、最有力となる建設候補地を選定することを目的とする。

(作業内容)

第21条 前条の目的を達成するため、以下の項目の作業を実施する。

- (1) 基本条件の整理
- (2) 建設候補地の1次選定に係る内容確認
- (3) 選定手順の立案及び評価項目・基準の設定
- (4) 建設候補地の評価・選定（2次選定）
- (5) 発注者が設置する「検討委員会」の運営支援

(基本条件の整理)

第22条 受注者は、候補地の選定に必要な基本的事項及び条件を整理する。

- (1) 施設整備の内容
- (2) 立地規制に係る法令等

(建設候補地の1次選定に係る内容確認)

第23条 発注者が実施した1次選定について、その選定経過及び結果についての内容確認及び整理を実施する。

- (1) 1次選定の結果の確認
- (2) 1次選定の建設候補地における地域概要及び以下の基礎情報の整理
 - 1) 土地利用状況
 - 2) 自然条件の状況
 - 3) 環境条件の状況
 - 4) 社会経済・人口の状況
 - 5) 諸計画の状況
 - 6) 社会基盤整備の状況
 - 7) 収集運搬の状況
 - 8) その他必要な事項

(選定手順の立案及び評価項目・基準の設定)

第24条 建設候補地を選定するにあたり、具体的な選定フローを検討・立案するとともに、2次選定における建設候補地の評価項目及び評価基準を設定する。評価項目は、以下を参考に東松山市の地域特性を配慮するものとする。

- (1) 現況土地利用状況
- (2) 自然環境、希少な動植物等
- (3) 建設工事に対する適性（道路状況、地形・地質状況、放流先等）
- (4) 収集運搬効率及び経済性
- (5) 施設建設事業費（用地費、造成費、施設建設費、インフラ整備費等）
- (6) 周辺状況
- (7) 災害の被害想定

(建設候補地の評価・選定（2次選定）)

第25条 前条で設定したフロー、各評価項目、現地調査、施設概略配置図の作成等により比較評価を行い、建設候補地として土地の取得、住民同意取得など事業実現性についての可能性を考慮し、建設候補地としての総合評価を行い、これを取りまとめ、最有力候補を選定する。

(成果品)

第26条 成果品の提出部数は次のとおりとする。

業務報告書	・・・	10部
業務報告書（電子データ）	・・・	一式

第3章 新ごみ処理施設整備基本構想作成業務

(目的)

第27条 新ごみ処理施設整備基本構想作成業務(以下「基本構想作成業務」という。)は、発注者が新ごみ処理施設を整備するにあたり、東松山市ごみ処理基本計画及びごみ処理の現状と課題を踏まえ、ごみ量、ごみ質の長期見通し、最新のごみ処理技術の動向、環境保全、3Rなどの社会経済情勢等を検討し、東松山市における最適な処理方式を選定、施設整備基本構想として取りまとめることを目的とする。なお、施設整備基本構想は、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設を見込んだものとする。

(業務内容)

第28条 前条の目的を達成するため、以下の項目の作業を実施する。

- (1) ごみ処理の現状と課題の整理
- (2) ごみ処理技術の動向
- (3) 処理方式の検討
- (4) 概算事業費の検討
- (5) 多面的価値創造に係る検討
- (6) 施設整備基本構想

(ごみ処理の現状と課題の整理)

第29条 東松山市のごみ処理に関する下記の基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の課題を抽出し、整理する。

- (1) 地域特性
(自然環境、人口動態・分布、土地利用状況、将来計画等)
- (2) ごみ処理状況の把握
(ごみ処理体制、ごみ種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況)
- (3) 現状の課題
(分別・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分、等)

(ごみ処理技術の動向)

第30条 ごみ処理における技術的動向を調査し、下記事項を整理する。

- (1) 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システムの技術的動向調査
(運搬車両等の種類、中継施設を含めた運搬・輸送システム等)
- (2) 中間処理の技術的動向調査

(焼却、溶融、熱分解、RDF (固形燃料化)、バイオマス (メタンガス化)、破碎、選別等)

(3) 資源化・再利用施設の技術的動向調査

(4) 焼却灰等の処理に関する技術的動向調査
(中間処理施設から発生する焼却灰や飛灰等)

(処理方式の検討)

第31条 ごみ処理技術における技術的動向を整理し、評価する。

(1) 基本方針

ごみ処理に関する処理システム案を作成するための基本的な考え方を整理する。

(2) ごみ量、ごみ質の整理・推計

ごみ量、ごみ質に関しての長期見通し、ごみ処理施設の規模及びごみ質等について検討する。

(3) 処理技術の適用性の検討

施設規模を想定し、適用するごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討する。

(4) 処理方式案の検討及び評価

前項までの検討結果を整理し、実効性、経済性を踏まえた総合的な評価を実施する。

(概算事業費の検討)

第32条 処理方式案の評価を基に、概算建設費及び概算維持管理費(15～20年程度)を算出するため、プラントメーカーへのヒアリングを行う。

(多面的価値創造に係る検討)

第33条 処理方式案の評価を基に、施設からの副次的効果(主に熱エネルギー)について検討し、整理する。

(施設整備基本構想)

第34条 これまでに実施した検討結果を整理し、以下の内容を含めた施設整備基本構想として取りまとめる。

(1) 施設整備の内容及び基本理念

(2) 事業手法及び処理対象ごみ

(3) 広域化に係るこれまでの経緯

(4) 財政計画及び事業スケジュール

(5) 多面的価値創造に係る検討

(6) その他必要な事項

(一般廃棄物処理基本計画修正)

第35条 前条の施設整備基本構想の取りまとめに伴い、現行の一般廃棄物処理基本計画における修正資料を作成する。

(成果品)

第36条 成果品の提出部数は次のとおりとする。

業務報告書	・・・	10部
業務報告書(電子データ)	・・・	一式

第4章 循環型社会形成推進地域計画作成業務

(目的)

第37条 循環型社会形成推進地域計画作成業務(以下「地域計画作成業務」という。)は、令和8年度より発注者が循環型社会形成推進交付金を用いて、新ごみ処理施設の整備に向けた事業を行うために、「循環型社会形成推進交付金交付要綱」、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル」並びに関係する法令等に準拠し、循環型社会形成推進地域計画を作成することを目的とする。

(業務内容)

第38条 前条の目的を達成するため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、以下の項目の検討及び取りまとめ作業を実施する。

- (1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項
- (2) 循環型社会形成推進のための現状と目標
- (3) 施策の内容
- (4) 計画フォローアップと事後評価
- (5) 添付資料の作成

(業務内容における検討事項)

第39条 前条に規定するにおける業務内容における作業詳細は下記のとおりとする。

- (1) 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

- ①対象地域

人口、面積を整理し、計画地域の施設位置等、計画に必要な情報を示した地図を作成する。

- ②計画期間

計画期間は令和8年度から5年を目安に計画期間として作成する。ただし、第40条但し書きにおける場合は、発注者の指示による。

- ③基本的な方向

3Rの推進に関する計画の目標、地域の目指す姿などについて、地域の廃棄物発生・排出特性や、これまでの廃棄物施策の推移、産業動向など、地域の特色に配慮した重点的な施策の方向を考慮して検討する。

- ④ごみ処理の広域化・施設集約化の状況

近隣団体との連携、広域化・集約化に関するこれまでの経緯について整理する。

(2) 循環型社会形成推進のための現状と目標

①一般廃棄物の処理の現状

過去5年以上の一般廃棄物の排出量、再生利用量、熱回収量、中間処理による減量化量、最終処分量の推移を把握し、直近年の実績をフローチャート等で整理する。

②生活排水処理の現状

過去5年以上の生活排水の処理人口、排出量、処理・処分量の推移を把握し、直近年実績をフローチャート等で整理する。

③一般廃棄物の処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における排出量、再生利用量、中間処理による減量化量、熱回収量、最終処分量、その他の指標に関する目標値を設定する。

④生活排水処理の目標

基本的な方向に従って、計画終了年度における処理形態別人口、排出量の指標に関する目標値を設定する。

(3) 施策の内容

①発生抑制、再使用の推進

基本的な方向に従って、廃棄物処理の有料化、環境教育・普及啓発、マイバッグ運動・レジ袋対策・簡易包装など、地域で解決可能な施策に関する事項、汚濁負荷量削減のための生活排水対策などについて検討・整理する。

②処理体制

家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（併せ産廃）、及び生活排水の処理体制について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応、生活排水の処理対策等に関する事項について検討・整理する。

③処理施設の整備

基本的方向に従って、再生利用推進のための施設、熱回収等のための施設、適正な最終処分のための施設、収集運搬の最適化のための施設、併せ産廃モデル施設、し尿処理のための施設、浄化槽整備のうち、整備が必要となる施設について、施設の種類、処理能力、設置予定地、事業期間、事業費について検討・整理する。

④施設整備に関する計画支援事業

施設整備に関して必要となる土地・地盤・地下水等の調査、周辺環境調査、測量、計画、設計、施工管理等の計画支援事業の内容と費用について検討・整理する。

⑤その他の施策

その他、施設整備や処理体制などに直接関係しない施策、地域住民等との協働・助成などの事項、不法投棄対策に関する事項、災害時の廃棄物処理に関する事項

等について検討・整理する。

(4) 計画フォローアップと事後評価

①計画のフォローアップ

計画の進捗状況の把握に関する事項を検討・整理する。

②事後評価及び計画の見直し

計画の事後評価、計画の見直しに関する事項を検討・整理する。

(5) 添付資料の作成

(作成期限)

第40条 作成する地域計画は、令和8年度国庫補助事業に係る手続において使用するため、令和7年10月を期限とし、作成を行うこと。ただし、第2章に規定する建設候補地選定検討支援業務の事業進捗により、令和8年度の国費要望を見送る場合は、その限りではない。見送る場合、発注者は別途受注者に対し通知する。

(庁内他事業との調整)

第41条 現在、発注者が別途実施する浄化槽に関する事業において、循環型社会形成推進地域計画を策定していることから、担当部署と調整を図り、影響がないようにすること。

(成果品)

第42条 地域計画作成業務における成果品は次のとおりとする。

循環型社会形成推進地域計画	10部
循環型社会形成推進地域計画（電子データ）	一式